令和７年度　会員対象各種助成制度概略

（一社）高知県トラック協会

**１．安全装置等導入促進助成制度**

　　安全装置等の導入促進助成制度。

（助成対象：令和7年4月1日～令和8年2月末の間で導入支払完了）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 助成額 | 条件 | 限度 |
| 後方視野確認支援装置 | 3/4上限2万 | 助成対象機種あり | 10台／社 |
| ＡＩドライブレコーダ | 3/4上限4万 | ※１ | 20台／社 |
| 車内ドライブレコーダ | 1/2上限1万 | ※２ |
| ＩＴ機器を活用した遠隔点呼用携帯アルコール検知器 | 1/2上限2万 | 助成対象機種ありＧﾏｰｸ保有事業者 | 保有車両30％ |
| アルコールインターロック | 1/2上限2万 | 助成対象機種あり | 保有車両30％ |
| 側方衝突監視警報装置 | 1/2上限10万 | 全ト協の審査基準に適合車両総重量7.5t超／トラクタの第5輪荷重が8.5t以上 | 保有車両30％ |
| トルクレンチ | 1/2上限3万 | ― | 営業所数 |
| 布製タイヤチェーン | 1/2額 | ﾁｪｰﾝ規制適合品 | 保有車両30％ |
| 血圧計 | 3/4上限 5万 | 助成対象機種あり中小企業事業者に限る買取(一括･割賦)に限る | 1台／社 |
| ﾀｲﾔ空気圧等監視ｼｽﾃﾑ10輪以上 | 3/4上限10万 | 運転席にてドライバーが目視で、確認できるシステム | 保有車両30％ |
| ﾀｲﾔ空気圧等監視ｼｽﾃﾑ10輪未満 | 3/4上限 5万 |

※１：２つ以上のカメラで、前方と室内が記録でき、最低限ドライバーの目線をＡＩが解析し、運転中の危険な行動をリアルタイムで運転者及び管理者に警告し、事故リスクの軽減を支援する機能であること。

※２：常時ドライバーの状況が記録できる車内撮影用カメラであること。

**２．国土交通省認定取得機構等関連事業助成制度**

　　自動車事故対策機構（NASVA）のほか、県ト協と契約する実施機関で行なう、下記の講習・講座・適性診断の助成制度。

　　　助成の額：運輸安全マネジメント講習会等　　5,200円

適性診断活用講座　　　　　　　　2,700円

　　　　　　　　運行管理者一般講習「対面・動画」3,200円

**「e ナスバ」**　3,510円

**事前申請書必要**

　　　　　　　　適性診断（一般）　　　　　　　　2,400円

　　　　　　　　　　　　（初任）　　　　　　　　4,800円

　　　　　　　　　　　　（適齢）　　　　　　　　4,800円

　　　　　　　　出張診断取扱手数料　　　　　　 　 300円

（助成対象：令和7年4月1日～令和8年3月7日／限度：保有車両数×1.2名まで）

（eナスバでの受講につきましては、次項の注意事項を必ずご確認ください。）

**◎「eナスバ」について**

・助成対象：令和7年4月1日～令和8年2月27日

※受講修了書の提出が必須の為、修了書を送付する期間を考慮して受講日を選択して

ください。（注：助成額は、税抜き額の3,510円となります。）

※適性診断機器をレンタルされる場合の、レンタル料は自己負担となります。

**３．運転記録証明書取得助成制度**

　 自動車安全運転センターの発行する運転記録証明書(１名６７０円)の取得助成制度。

限度：役員・全従業員

（助成対象：令和7年4月1日～令和8年3月7日）

**４．ドライバー等安全教育訓練促進助成制度**

　　安全意識向上及び運転技能向上等を目的とした訓練の実施を促進するため、総合的な安全運転研修施設にドライバー又は安全運転管理者を派遣し、指定された訓練・研修コースの受講促進助成制度。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | 助成内容 | 限度 |
| 特別研修（３日コース） | 受講料の70％(Gﾏｰｸ取得事業者は全額) | ２名／社 |
| 一般研修（２日コース） | 受講料の１／２額 |

国等と全ト協の補助金は重複して申請できません。

（助成対象：令和7年4月1日～令和8年2月末の間で受講、支払い完了）

**５．ＳＡＳスクリーニング検査受診助成制度**

　　睡眠時無呼吸症候群(ＳＡＳ)対策として、指定検査機関で簡易スクリーニング検査

受診助成制度（助成額：上限５,０００円／名、上限：保有車両数×1.2名まで）

・高知鏡川病院　　　　　　　　　　　 TEL 088-833-4328 FAX 088-833-4030

・きんろう病院　　　　　　　　　　　 TEL 088-845-8711 FAX 088-845-8797

・NPO法人睡眠健康研究所 　　　　　　TEL 03-5355-9941 FAX 03-5355-9956

・NPO法人ヘルスケアネットワーク 　　TEL 06-6965-3666 FAX 06-6965-5261

・（一財）運輸・交通SAS対策センター　TEL 03-3359-9010 FAX 03-3356-5454

（助成対象：令和7年4月1日～令和8年2月末までに診察、支払い完了）

**６．環境対応車等導入促進助成制度**

　　環境保全対策を推進するための、環境対応車導入促進助成制度。

※国の助成は別途定めあり

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 条　件 | 助成予定額 | 限　度 |
| ハイブリット自動車 | 小型 | １４.７万 | １台／社※電気・燃料電池自動車は中小企業に限る。 |
| 中型 | ４３.５万 |
| 大型 | 　 ８０万 |
| 電気自動車 | 小型 |  ５０万 |
| 燃料電池自動車 | 小型 |  ５０万 |

（助成対象：令和7年4月1日～令和8年1月31日の間に交付申請の受付を済ませ、

令和8年2月末までに登録・支払完了が可能な車両／予算限度額あり）

※ハイブリッド車等は低公害車導入促進助成交付申請書別途あり、詳細は県ト協まで。

**７．アイドリングストップ支援機器導入助成制度**

　　会員事業所のドライバーが休憩、荷待ち等におけるエンジン停止時に相当時間連続して使用可能なことが認められる車載用冷暖房機器の導入助成制度。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 助成額 | 限度 |
| エアヒータ | ３／４上限 ６万 | 保有車両３０％ |
| 車載バッテリー式冷房装置 |

国等と全ト協の補助金は重複して申請できません。

（助成対象：令和7年4月1日～令和8年2月末の間で導入支払完了）

**８．ＩＳＯ１４００１・グリーン経営認証取得促進助成制度**

　　環境問題に配慮した経営を促進するため、「ＩＳＯ１４００１」「グリーン経営」の認証取得促進助成制度。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 対象範囲 | 助成額 |
| 新規取得 | 更新時 |
| ＩＳＯ１４００１ | 認証登録：輸送・運搬 | ５万 | ２.５万 |
| グリーン経営 | 登録業種：トラック運送事業 |

（助成対象：令和7年4月1日～令和8年2月末の間で取得／更新・支払完了）

**９．中小企業大学校講座受講促進助成制度**

　　経営者・管理者が中小企業大学校の経営戦略講座など指定の講座を受講促進助成　制度。助成額：受講料の２／３（限度：１名／社　中小企業者に限る）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 学校名 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 |
| 旭川校 | 078-8555 | 北海道旭川市緑が丘東3条2-2-1 | 0166-65-1200 |
| 仙台校 | 989-3126 | 宮城県仙台市青葉区落合4-2-5 | 022-392-8811 |
| 三条校 | 955-0025 | 新潟県三条市上野原570 | 0256-38-0770 |
| 東京校 | 207-8515 | 東京都東大和市桜が丘2-137-5 | 042-565-1207 |
| 瀬戸校 | 489-0001 | 愛知県瀬戸市川平町79 | 0561-48-3400 |
| 関西校 | 541-0052  | 大阪府大阪市中央区安土町2-3-13大阪国際ビルディング17階 | 06-6530-0029 |
| 広島校 | 733-0834 | 広島県広島市西区草津新町1-21-5 | 082-278-4955 |
| 九州校(旧直方校) | 812-0024 | 福岡県福岡市博多区綱場町2-1博多FDビジネスセンター3階 | 092-263-1554 |
| 人吉校 | 868-0021 | 熊本県人吉市鬼木町梢山1769-1 | 0966-23-6800 |
| 金沢　　　キャンパス | 920-0031 | 石川県金沢市広岡3-1-1　　　　　金沢パークビル9階 | 076-223-5573 |
| 四国　　　キャンパス |  | 四国キャンパスは専用の会場はなく、研修ごとに会場が異なります。各研修カリキュラムをご確認ください。 |  |
| WEBee　　　キャンパス | 105-8453 | 東京都港区虎ノ門3-5-1　　　　　虎ノ門37森ビル | お問合せはWEBで |

（助成対象：令和7年4月1日～令和8年2月末の間で受講支払完了）

**※助成制度詳細及び指定対象講座につきましては、全日本トラック協会ホームページ**

**からご確認ください。**

HOME ＞会員の皆様へ＞助成制度＞中小企業大学校講座受講促進助成制度

**10．自家用給油施設設置助成制度**

　　燃料高騰対策等として軽油給油施設の新設、タンクの増設及び増設を伴う代替に対する助成制度。　　※公募期間（令和7年8月1日～10月31日）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 助成額 | 限度 |
| 軽油給油施設の新設 | １００万  | 公募期間内に予算額を超過した場合は助成額を減額する場合がある | １回／社 |
| 軽油専用ﾀﾝｸの代替・増設 | ３０万  |

（助成対象：令和7年4月1日～令和8年2月末までに完成検査証明証の交付を

受け、支払完了）

**11．経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業活用促進助成制度**

　　経営改善に取組む会員事業者が経営課題を把握し、経営状況・財務状況を踏まえた適切な運賃・料金の設定及び荷主との交渉を行うことを支援する助成制度。

　　ステップ１（経営診断）：経営状況の調査を実施、「経営診断報告書」を作成

ステップ２（経営改善支援）：診断結果を踏まえ、経営改善に向けた取り組みを支援

ステップ３（運賃交渉支援事業活用促進）：原価計算・運賃設定・交渉準備・運賃交渉に同席し、資料説明の支援を通じて運賃交渉の支援

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ステップ | 費　　用 | 助　成　額 |
| ステップ１ | 診断士費用１６万診断士の旅費交通費 | ８万（Gマーク１０万）旅費交通費のうち（上限５万） |
| ステップ２ | 診断士費用１５万診断士の旅費交通費 | １２万（Gマーク１３万）旅費交通費のうち（上限５万） |
| ステップ３ | 診断士費用１２万／日（最大４日間：４８万）診断士の旅費交通費 | ８万／日：最大３２万（Gマーク９万／日：最大３６万）旅費交通費のうち（上限５万） |

※助成対象（令和7年4月1日～令和8年2月末の間で支払い完了）

**12．セーフティネット信用保証料助成制度**

　　国が定める「セーフティネット保証」「災害関係保証」または、県が定める「セーフティネット制度融資」に対し高知県信用保証協会より保証を受けた場合、その保証についての助成制度。

　　　助成額 ：保証料の１／２（上限１０万）

（助成対象：令和7年4月1日～令和8年2月末の間で保証料支払完了）

**13．自動点呼機器・ＤＸ導入促進助成制度**

　　安全管理、労働環境改善等のため、点呼に係る支援機器等の導入促進助成制度。

　　　助成額：対象機器を導入した場合の初期導入費用（上限２０万)

　　　　　　　※オプションは含まない。

　　　限度枠：１台／１社（Ｇマーク取得事業者は２台）

（助成対象：令和7年4月1日～令和8年2月末までに導入支払・運輸支局へ届出受付完了）

**14．労務管理相談助成制度**

　　会員事業所の労務管理問題への円滑な対応を促進するため、専門家を派遣する制度。（助成対象：令和7年4月1日～令和8年2月末の間で労務相談を受けたもの）

**15．ＡＴ車両導入促進助成制度**

　　少子高齢化時代における若年層・女性ドライバーの労働力確保及び育成・定着対策の推進に努める車両導入助成制度。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 助成額 | 限度 |
| 　車両総重量３.５ｔ以上７.５ｔ未満 |  | ３万 | ５台／社 |
| 車両総重量７.５ｔ以上１１ｔ未満 |  | ５万 |

（助成対象：令和7年4月1日～令和8年2月末までに登録・支払完了車両）

**16．インターンシップ導入促進支援助成制度**

　　少子高齢化時代における若年層の労働力確保の促進を図るため、学生による職場体験（インターンシップ）の受入れ実施に対する助成制度。

　※全日本トラック協会HPページからインターンシップ受入事業者の登録が必要です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受入期間 | 助成額 | 備考 |
| ３日間 | 　９万 | 受入期間は同一学生に対する受入期間であり受入人数にかかわらず左記の助成額とする。助成対象は中小企業者に限る。 |
| ４日間 | １１万 |
| ５日間以上 | １３万 |

（助成対象：令和7年4月1日～令和8年2月末までに完了）

※インターンシップのプログラムの要件については、県ト協までお問合せください。

**17．資格等取得促進助成制度**

　 少子高齢化時代における労働力確保を図るために必要な資格取得費用の助成制度。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　分 | 助成額 |
| Gﾏｰｸ取得会員事業者 | Gﾏｰｸ未取会員事業者 |
| 大型免許 | １０／１０上限４０万 | ３／４上限３０万 |
| 中型免許　（限定解除含む） | １０／１０上限２０万 | ３／４上限１４万 |
| 牽引免許 | １０／１０上限１５万 | ３／４上限１２万 |
| 準中型免許（限定解除含む） | ３／４上限１４万 |
| 特例教習 | ３／４上限１８万 |
| 外免切替講習 | １／２上限　４万 |
| フォークリフト運転技能修了証 | １万（11Ｈ講習除く）陸災防高知県支部講習に限る |

（助成対象：指定自動車教習所等で、令和7 年4月1日～令和8年2月末の間に取得、支払完了した者。但し採用前の取得者は、採用内定通知書の交付があり**９０日**以内に入社した者に限る。また、高卒新規採用者は、在学中（令和7年4月1日以前）に入校した場合でも採用内定通知の交付を受けた者は対象とする。）

※**９０日**とは、免許取得日から健康保険被保険者証の資格取得日までとする。

　ただし、その間に２月末を迎える者は、２月末までの資格取得日でなければならない。

**※資格等取得者が免許取得後、３１日以内に退職した場合、もしくは、採用前に免許を取得した者が、入社後３１日以内に退職した場合は助成金を交付しない。**

**尚、助成金交付後、上記期間内に退職した場合は助成金を返金しなければならない。**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※次項につづく⇒

※Ｇマーク取得事業者とは、令和８年３月１日現在での取得事業者とする。

※準中型免許・特例教習につきましては、年齢や入社日等により全ト協の助成対象となる場合がございますし、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得した方につきましても一部助成が受けられる場合がございますので、詳細につきましては、県ト協までお問合わせください。

※助成金の対象は、各指定自動車教習所の規定する教習料金（印紙代含む）とする。

（免許証交付料・写真代・補習料金・再検定料等は含まない）

※行政、他団体等から助成金を交付された場合は、県ト協の定める助成額から交付され

た金額を減額いたします。

**※注意**

**【助成対象にならない例】 ① 2月末以前に入校 ⇒ 3月に免許を交付**

**② 3月以前に入校 ⇒ 4月に免許を交付**

**【免許証の発行について】令和7年3月24日よりマイナンバーカードを運転免許証として利用できるようになりますが、助成金申請には運転免許証の写しが必要となりますので、資格取得時には、免許証の発行をお願いいたします。**

**※外免切替講習とは、事業者が外国人ドライバーを採用される場合に、普通免許・準中**

**型免許に係る外国免許切替手続における技能確認・知識確認に合格するために必要な技能・知識を習得させるための講習をいう。**

**18．近代化基金融資利子補給助成制度**

　　物流施設の整備、車両購入等の設備資金について、県ト協による商工中金推薦融資

により融資を受けた場合の利子補給の補助制度。（融資総枠８.２億円）

　　詳細につきましては、本ガイド最終ページをご参照ください。

令和7年1月1日現在

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 融資限度額 | 利子補給率 | 償還期間 |
| ３,０００万円 | 年 ０.６％ | ５年以内 |

（募集期間：令和7年4月1日～令和8年1月末）

※利子補給率については、全ト協助成に準じて変動あり。

**【補足説明】**

**１．各種対象機種及び対象研修等につきましては、高知県トラック協会ホームページ**

**からも確認いただけますし、必要な場合は事務局までご連絡ください。**

２．各種助成の対象は、県内の会員事業所に所属されている方、機器等とする。

３．各種助成対象経費には、消費税及び取付等の手数料は含みません。

４．インターネットバンキングでの支払いを証明書類として提出する場合は、決済

完了日以降に出力した画面を印刷したものをご提出ください。

５．国の交付する補助金を利用する場合は、機種や承認を受けた後に登録など別途要

件がありますので各関係省庁のHP等でご確認ください。

６．各助成制度については、要綱等により導入・利用要件、申請受付期限及び実績報

告(請求書)の提出期限などが定められていますのでご注意願います。

７．上記の助成制度のうち、全ト協と協調助成となっている制度については、全ト協

の予算措置額に達した場合には、終了もしくは、助成額が減額される場合があり

ますので、予めご了承ください。

８．各助成制度については、県ト協予算に達した場合は中止・減額する場合がありま

すので、予めご了承ください。

９．県ト協が定める事項に違反、もしくは、虚偽その他不正な手段により助成金を受

け取った場合、または、法人並びに役員が、高知県暴力団排除条例第２条1号２

号３号５号及び第１９条に抵触した場合は、助成金の全部もしくは一部返還を命

じる。